

投資信託説明書(交付目論見書)

iFreeETF

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

追加型投信／国内／資産複合／ETF／インデックス型

使用開始日：2025年4月4日

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

みずほ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象 インデックス
追加型	国内	資産複合	ETF	インデックス型	資産複合 (株式、不動産 投信)	年2回	日本	その他 (MSCIジャパン ESGセレクト・ リーダーズ指数 (配当込み))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	32兆3,810億19百万円
	(2025年1月末現在)

- 本文書により行なう「iFreeETF MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年4月3日に関東財務局長に提出しており、2025年4月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」の変動率に一致させることを目的として、「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式および不動産投資信託証券に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引などを利用することを含みます。)があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
- 投資対象とする不動産投資信託証券は、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。

※「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」を以下「対象指数」という場合があります。

「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」について

- ◆MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数は各業種内においてMSCI Inc.により選定されたESG(環境、社会、ガバナンス)評価が相対的に優れた企業により構築される株価指数です。
- ◆企業が直面するESG課題に対するリスクの大きさと、課題への取り組み内容を分析し評価したESG格付けに基づいて銘柄が選定されます。なお、非常に深刻な不祥事が発生している企業は同指数から除外されます。

当ファンドは、特定のESG指数に連動をめざすインデックスファンドであるため、原則として信託財産の純資産総額と同程度をESGの観点により選定した銘柄へ投資を行ないます。

当ファンドは、「ESGファンド*」です。

* ESGファンドとは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、その内容に関する開示が可能なファンドです。

* 当ファンドは、経済的リターンと並行して社会や環境にポジティブなインパクトをもたらす、いわゆる「社会的リターン」の獲得をめざすものではありません。

※ ESGに関する情報は、現状、投資先企業等による開示が必ずしも十分ではないことから、入手が制約される、品質が一定でないなど、運用上の制約要因となる可能性があります。

※ ESGファンドに関する規制や、ESG投資を取り巻く情勢等に応じて、当社のESGファンドの定義や対象ファンドについては、今後見直す場合があります。

ファンドの目的・特色

大和アセットマネジメントのスチュワードシップ方針

大和アセットマネジメントでは、当社が定める「スチュワードシップ活動に関する基本方針」のもと、投資先である企業等や社会の持続可能性の維持、向上に資するべくスチュワードシップ活動を行ないます。当社のESGに関する考えや、ESGに関しての重要事項を「ESG投資方針」に定めすべてのスチュワードシップ活動に適用しています。建設的な対話については、企業等の状況の的確な把握と認識の共有に努めるとともに中長期的価値や持続可能性の向上に資することをめざして定めた「企業等の建設的な対話の方針」のもと、積極的に対話を行ないます。また、議決権行使については、賛否判断に対する基本的な考え方や具体的な基準を定めた「議決権の行使に関する方針」のもと、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上を目的として適切に議決権を行使します。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

● 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、10口単位です。
- ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。

● 追加設定は、株式および不動産投資信託証券により行ないます。

- ・ 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「MSCIジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）」を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- ・ 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

● 受益権を株式および不動産投資信託証券と交換することができます。

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式および不動産投資信託証券との交換を申込むことができます。
- ・ 解約申込により受益権を換金することはできません。

● 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・ 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月10日および7月10日です。

（注）第1計算期間は、2018年1月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

● 指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスを追従しているMSCI指数の能力に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

追加的記載事項

●「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」をベンチマークとして選定した理由

- 当指数は、環境や社会に対する、各企業の負荷やガバナンス体制を考慮したESG総合指数であること。
- 当指数の構成銘柄を決定するメソドロジーは、MSCI Inc.から公表されており、内容についても定量的なデータをもとに決定されていることから、十分な透明性があること。また、決定方法においても、ESG格付けが一定以上の銘柄のみで構成するというポジティブスクリーニングを行なっていること。
- MSCI Inc.のESG格付けの前提となる主要課題フレームワークには、当社がESG重要課題と定めている事項が多く含まれており、選定基準として適切であると判断したこと。さらに、主要課題を画一的でなく世界産業分類基準（GICS）の産業サブグループ毎に定めており、実効性が高いこと。

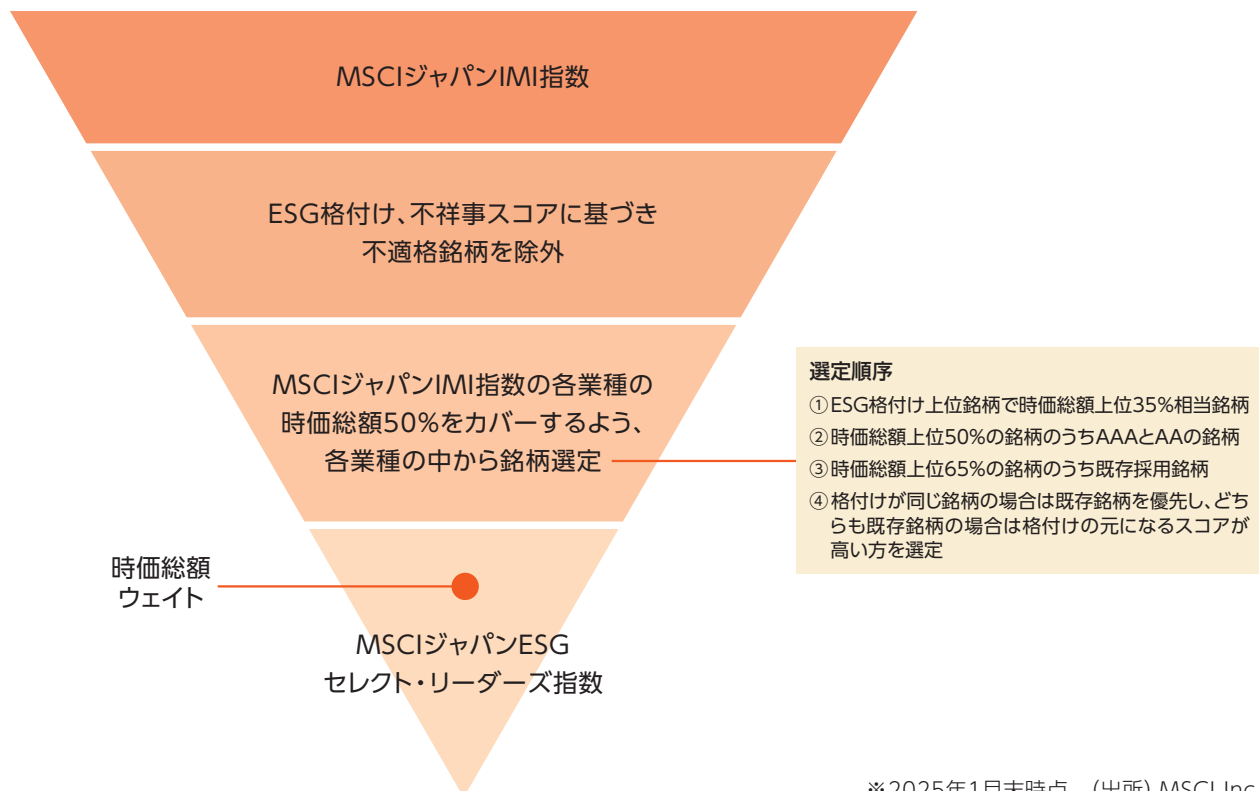
3つのピラー	10のテーマ	33の主要課題フレームワーク
環境 (E)	気候変動	炭素排出、気候変動保険リスク、環境配慮融資、製品カーボンフットプリント
	自然資本	生物多様性と土地利用、責任ある原材料調達、水資源枯渇
	汚染・廃棄物管理	家電廃棄物、包装材廃棄、有害物質と廃棄物管理
	環境市場機会	クリーンテクノロジー、グリーンビルディング、再生可能エネルギー
社会 (S)	人的資本	労働安全衛生、人的資本開発、労働マネジメント、サプライチェーンと労働管理
	製品サービスの安全	製品化学物質安全、安全な金融商品、プライバシー&データセキュリティ、製品安全品質、責任ある投資
	ステークホルダーマネジメント	地域との関係、紛争メタル
	社会市場機会	金融へのアクセス、ヘルスケアへのアクセス、健康市場機会
ガバナンス (G)	コーポレートガバナンス	取締役会構成、報酬、オーナーシップと支配、会計リスク
	企業行動	企業倫理、租税回避

※2025年1月末時点（出所）MSCI Inc.

●ESG指数の提供会社としてMSCI Inc.を採用した理由

- MSCI Inc.のESGリサーチ部門は、世界中にアナリスト・リサーチャーを抱える手厚い体制が整っており、数多くの企業の評価を行なっていること。
- ESGデータのガバナンスにおいても、利益相反を避けるために企業が格付けやその他のMSCI ESG評価を向上させる方法について、助言やコンサルティングを行わないこと。一方、市場の透明性の観点から、公開情報のみを使用して評価していること。また、企業からのフィードバックを受け付けていること。
- MSCI Inc.は、長期にわたるインデックスの提供を始めとしたデータやリサーチ結果を提供している会社であり、株式を中心として数多くのファンド、ETFにインデックスが採用されており、一定の評価があること。
- MSCI Inc.は長期にわたり安定した経営基盤があり、指数算出の継続性に問題が無いと想定されること。

●「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」の算出概要



※2025年1月末時点 （出所） MSCI Inc.

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 価格変動リスク・ 信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
不動産投資信託 証券の価格変動	不動産投資信託証券の価格は、不動産市況の変動、不動産投資信託証券の収益や財務内容の変動、不動産投資信託証券に関する法制度の変更等の影響を受けます。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

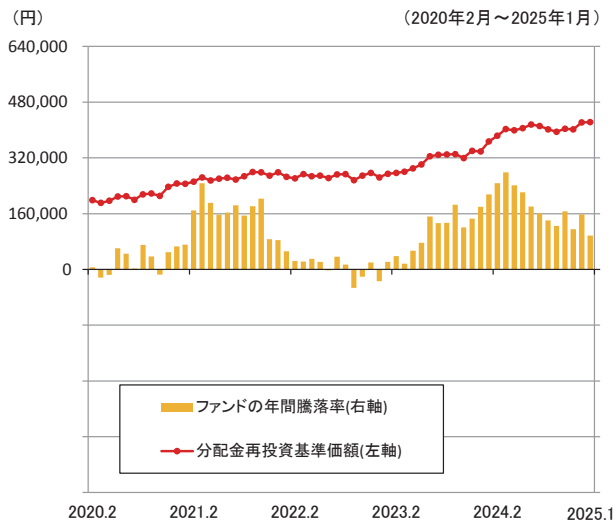
- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式および不動産投資信託証券の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 有価証券指数等先物取引と指数の動きの不一致（有価証券指数等先物取引を利用した場合）
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※2025年1月末現在、MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数の先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

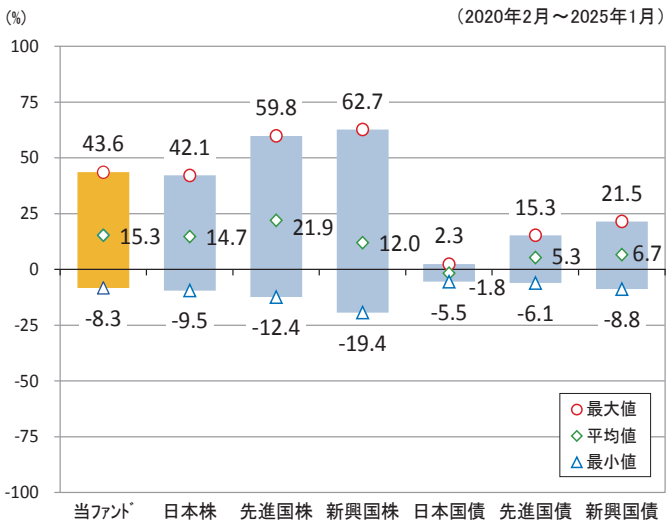
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

● iFreeETF MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

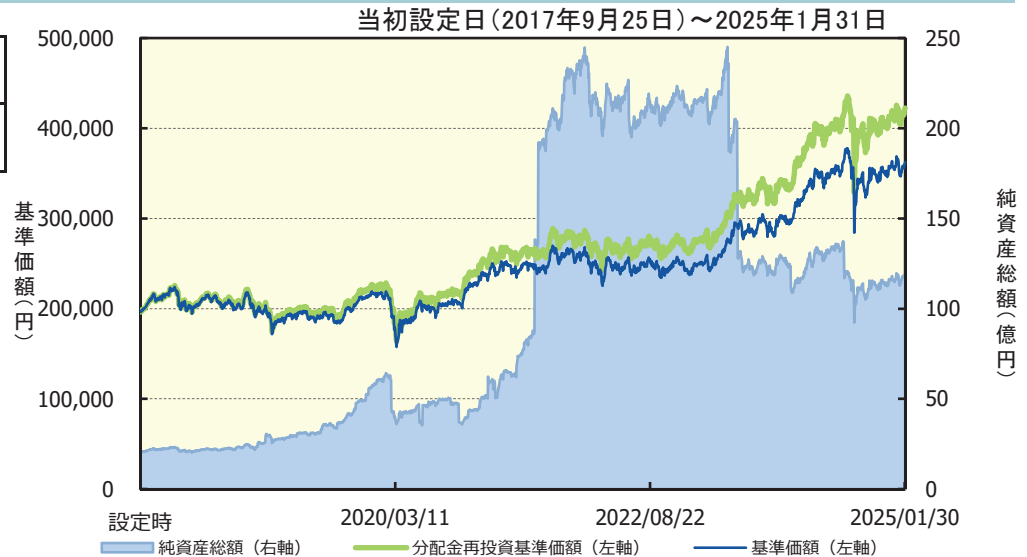
2025年1月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	362,412円
純資産総額	119億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.2%
3カ月間	4.8%
6カ月間	2.7%
1年間	15.1%
3年間	59.1%
5年間	91.2%
設定来	115.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(100口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 7,580円					設定来分配金合計額: 39,290円							
	第4期 19年7月	第5期 20年1月	第6期 20年7月	第7期 21年1月	第8期 21年7月	第9期 22年1月	第10期 22年7月	第11期 23年1月	第12期 23年7月	第13期 24年1月	第14期 24年7月	第15期 25年1月	
分配金	1,950円	1,560円	2,130円	2,010円	1,880円	1,980円	3,130円	2,770円	6,060円	3,290円	4,020円	3,560円	

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

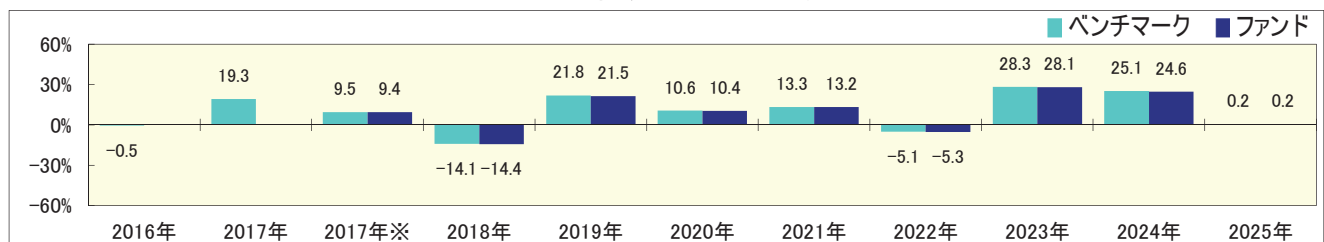
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	237	97.1%	電気機器	22.4%	トヨタ自動車	輸送用機器	7.3%
国内株式先物	1	2.3%	輸送用機器	7.6%	ソニーグループ	電気機器	5.2%
不動産投資信託等	6	0.6%	情報・通信業	7.3%	日立	電気機器	4.4%
コール・ローン、その他		2.4%	銀行業	6.6%	リクルートホールディングス	サービス業	3.7%
合計	244	-	サービス業	5.9%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	3.5%
株式 市場・上場別構成			機械	5.8%	東京エレクトロン	電気機器	2.8%
東証プライム市場		97.0%	化学	5.4%	みずほフィナンシャルG	銀行業	2.5%
東証スタンダード市場		0.0%	保険業	4.6%	ファーストリテイリング	小売業	2.3%
東証グロース市場		0.0%	小売業	4.6%	NK400 先物 0703月	-	2.3%
地方市場・その他		-	その他	26.9%	東京海上HD	保険業	2.3%
合計		97.1%	合計	97.1%	合計		36.4%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2017年※は設定日(9月25日)から年末、2025年は1月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

取得単位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」… 対象指数を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託会社が指定するもの。 〈取得時のバスケット〉1単位当たりの取得口数 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
取得時の決定	●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト（https://www.daiwa-am.co.jp/etf/）に掲示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
取得方法	追加設定は株式および不動産投資信託証券により行ないます。
取得代金	－
解約申込	解約申込により換金することはできません。
交換申込	受益権と株式および不動産投資信託証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口当たり）
交換代金	－
申込受付中止日	〈取得申込みの受付けの停止〉 ※次の1. から3. までは該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込みを受付けることがあります。 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日 2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈交換申込みの受付けの停止〉 ※次の1. から2. までは該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込みを受付けることがあります。 1. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. 前1. から前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
取得の申込期間	2025年4月4日から2025年10月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	－
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。
信託期間	無期限（2017年9月25日当初設定）
繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が20万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき

手続・手数料等

決 算 日	毎年1月10日および7月10日 (注) 第1計算期間は、2018年1月10日までとします。
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円に相当する株券および不動産投資信託証券ならびに金銭
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ (https://www.daiwa-am.co.jp/) に掲載します。
運 用 報 告 書	－
課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2025年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用												
	料率等	費用の内容										
取 得 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。										
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—										
交 換 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
	料率等	費用の内容										
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	毎日、次のイ. の額に□. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。										
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.165% (税抜0.15%) 以内 (提出日現在は、 <u>年率0.165% (税抜0.15%)</u>) を乗じて得た額 □. 信託財産に属する株式および不動産投資信託証券の貸付けにかかる品貸料に55% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、55% (税抜50%)) を乗じて得た額											
委 託 会 社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。										
受 託 会 社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。										
	<table><tr><td>〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>イ. の額 (税抜)*</td><td>年率0.12 %</td><td>年率0.03%</td></tr><tr><td>□. の額 (□. の総額に対する比率で表示しています。)</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>			〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	イ. の額 (税抜)*	年率0.12 %	年率0.03%	□. の額 (□. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%
〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社										
イ. の額 (税抜)*	年率0.12 %	年率0.03%										
□. の額 (□. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%										
	※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。											
その他の費用・手数料	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、以下の率を乗じて得た額となります。											
	純資産総額		料率									
	2,500億円以下の部分		年率0.01650% (税抜0.0150%)									
	2,500億円超5,000億円以下の部分		年率0.01375% (税抜0.0125%)									
	5,000億円超の部分		年率0.01100% (税抜0.0100%)									
	※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.00825% (税抜0.0075%)											

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
 ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は、2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。